元号改元に伴う保安基準適合証等の運用例について【改訂版】（1）

参考

元号改元に伴う自動車検査登録・整備等業務の取り扱いについて、平成31年4月1日に国土交通省より各運輸支局等へ通知された。
その中で、保安基準適合証等の運用については、以下のとおりとされた。

国土交通省から各運輸支局等への通知内容（抜粋）

○保安基準適合証、限定保安基準適合証については、申請者又は該当書類の作成者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の捺印がない場合であっても（受理して）差し支えない。また、当該書類が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えないものとする。

○保安基準適合標章については、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。
※裏面の取扱い：適合標章の裏面については、当該標章を表示する際、内側に折り畳み表示しているものであり、裏面を自動車の前面に表示するものでもないことから、「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えない。（平成31年4月26日）

元号改元に伴う保安基準適合証等の運用例について【改訂版】（2）

○保安基準適合証、限定保安基準適合証の運用例

令和元年5月1日以降に保適証の交付を行う場合で、従前の保適証を使用する場合

記載例）平成表記を二重線等で訂正し、上部等に令和を記入し、令和に即した年月日を記入する。

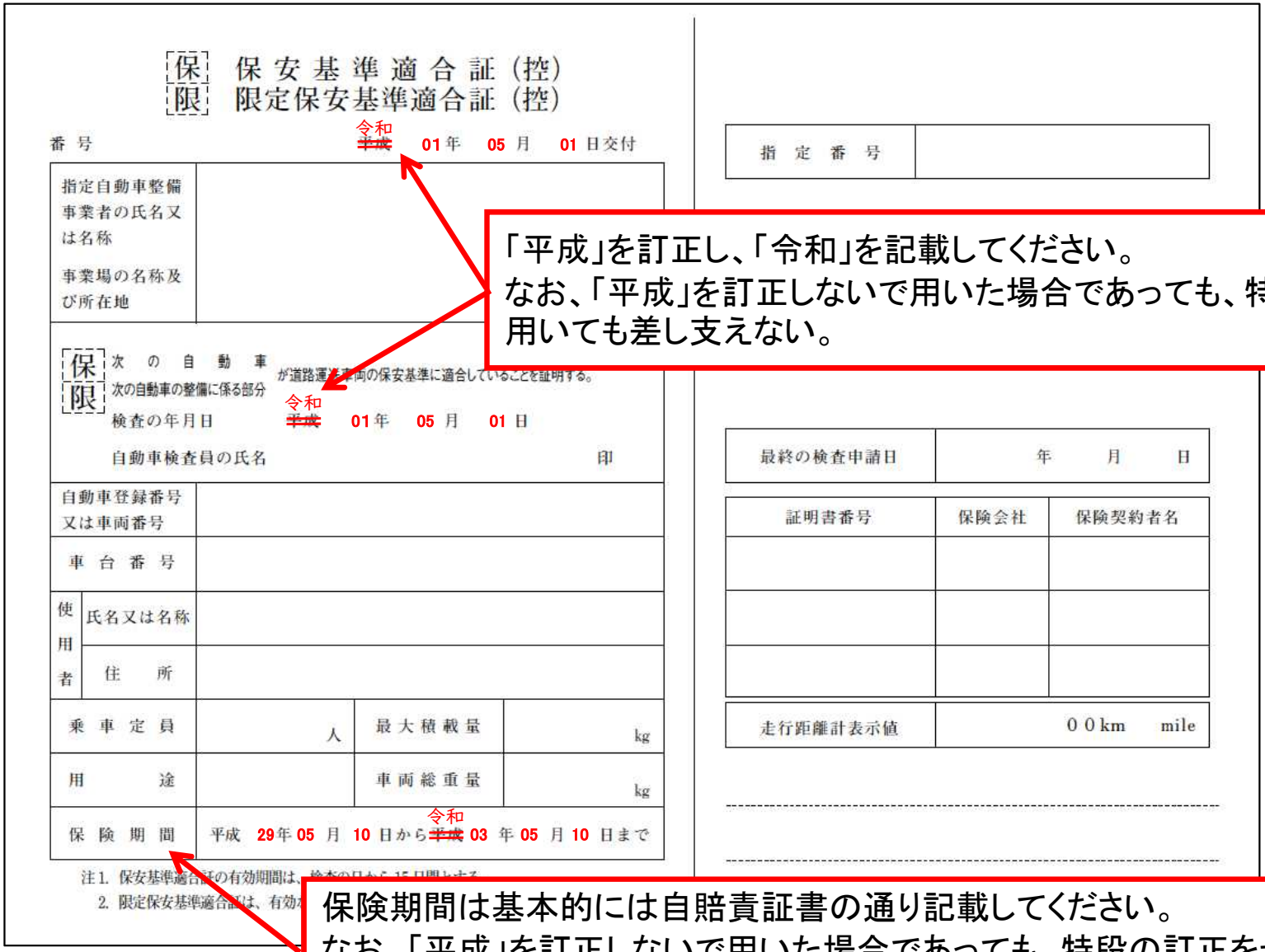

保 保安基準適合証（控）
限 限定保安基準適合証（控）

番号　令和 ~~平成~~ 01年 05月 01日交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	

保 次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。
限 次の自動車の整備に係る部分
検査の年月日　令和 ~~平成~~ 01年 05月 01日
自動車検査員の氏名　印

自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	
使用者 氏名又は名称	
使用者 住所	

乗車定員	人	最大積載量	kg
用途		車両総重量	kg
保険期間	平成 29年 05月 10日から令和 ~~平成~~ 03年 05月 10日まで		

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効

指定番号	

最終の検査申請日	年 月 日

証明書番号	保険会社	保険契約者名

走行距離計表示値	00km mile

「平成」を訂正し、「令和」を記載してください。
なお、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えない。

保険期間は基本的には自賠責証書の通り記載してください。
なお、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えない。

訂正する際に訂正印の押印は必要ありません。

元号改元に伴う保安基準適合証等の運用例について【改訂版】（3）

○保安基準適合標章（紙・電子）の運用例

令和元年5月1日以降に保適証の交付を行う場合で、従前の保適証を使用する場合

記載例）平成表記を二重線等で訂正し、上部等に令和を記入し、令和に即した年月日を記入する。

（表）

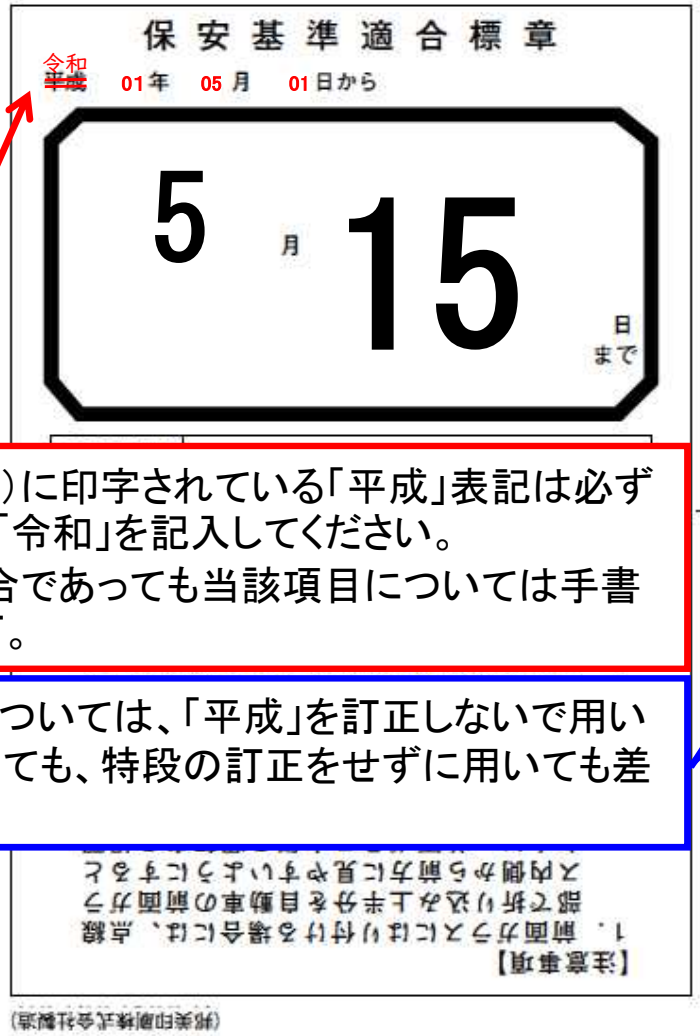

（裏）

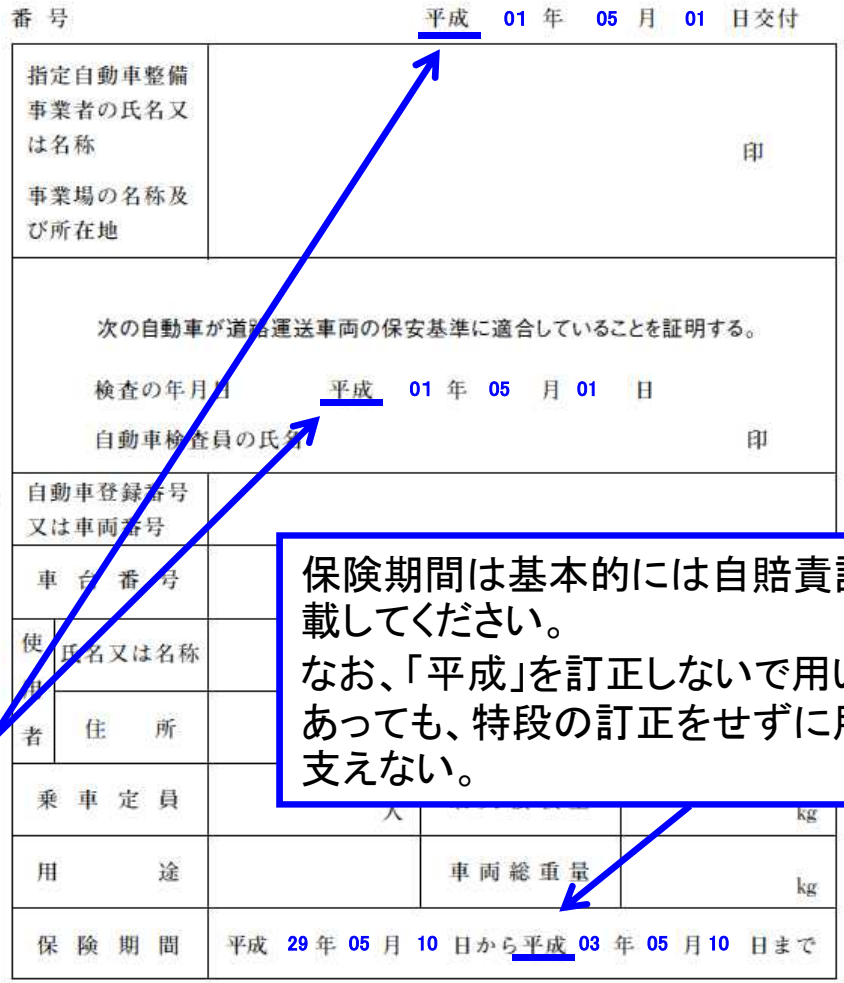

適合標章（表）に印字されている「平成」表記は必ず訂正のうえ、「令和」を記入してください。
※電子の場合であっても当該項目については手書き修正も可。

なお、裏面については、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えない。

保険期間は基本的には自賠責証書の通り記載してください。
なお、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えない。

適合標章の裏面（保安基準適合証の3枚目）については、「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても差し支えない。

訂正する際に訂正印の押印は必要ありません。